

札幌飛行場管理に関する協定

運輸省航空局長と防衛庁経理局長は、札幌飛行場の管理について、下記のとおり協定する。

記

1. 防衛庁は、別図中Aの地域を運輸省に所管換する。
2. 着陸帯（滑走路含む。以下同じ）及び誘導路の維持及び補修で、別図中Bの地域内ものは航空局が行う。
3. 民間航空のため必要な着陸帯及び誘導路の新設、延長及び改修は、その計画についてあらかじめ防衛庁と協議のうえ航空局が行う。
4. 着陸帯、誘導路及びエプロンの除雪は、民間機の運行を確保するために必要なものを含めて、防衛庁が行うものとし、その細部は、別途協議して定める。
5. 航空局は、第2項及び第3項の工事を行うため、必要な地域について、毎年度当初工事計画を附して、防衛庁に一時使用の承認を求め、工事の実施に際しては、そのつど札幌航空保安事務所が札幌防衛施設局の同意を得るものとする。
なお、工事により取得し財産（用地拡張の場合はその用地を含む。）は、すみやかに防衛庁に引継ぐものとする。
6. 防衛庁は、誘導管制業務を行うものとする。このため必要なG・C・A等の機材の設置については、あらかじめ航空局と協議して、昭和40年度を目途として計画する。
7. 航空保安施設の設置及び管理については、個々に協議して定める。
8. この協定を実施するための細目は、札幌航空保安事務所丘珠出張所長と、北部方面航空隊長とが協議して定める。

昭和39年7月13日

運輸省航空局事務代理 堀 武 夫

防衛庁経理局長 大 村 筆 雄

丘珠空港整備計画

